様式第3号(第5条関係)

障害者控除対象者認定　不能・非該当 通知書

　　　第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました障害者控除対象者認定については、

不能・非該当　と認定しましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定対象者 | 住所 |  |
| 氏名 |  | 生年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 理由 | ・　認定することができません(認定不能)・　その他 |

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しを求める訴えは、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。